

久喜宮代衛生組合議会
平成27年3月第2回定例会議案

議 案 目 録

議案第 3 号	久喜宮代衛生組合議会の議員の議員報酬及び 費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第 4 号	特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例	2
議案第 5 号	久喜宮代衛生組合管理者及び副 管理者の諸給 条例の一部を改正する条例	3
議案第 6 号	久喜宮代衛生組合一般職職員 の給与に関する 条例の一部を改正する条例	4
議案第 7 号	久喜宮代衛生組合財政調整基金 条例	1 2
議案第 8 号	平成 26 年度久喜宮代衛生組合 一般会計補正 予算 (第 3 号) について	1 4
議案第 9 号	平成 27 年度久喜宮代衛生組合 一般会計予算 について	1 5

議案第3号

久喜宮代衛生組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

久喜宮代衛生組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(平成2年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(議員報酬の計算)」に改め、同条第1項中「選挙されたその月から」を「選挙されたその日から」に改め、「職についたその月から」を「職についたその日から」に改め、同条第2項中「職を離れたときは、その月まで」を「職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで」に改め、同条第3項中「議員報酬年額を12で除して得た額に、議長、副議長及び議員であった月数を乗じて得た額を支給する。」を「当該議員報酬の額にその年の現日数を基礎として日割りによって支給する。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年3月10日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 暄 二

提案理由

報酬の支給に関しての計算をより詳細に定めるため、本条例の一部を改正したいのでこの案を提出するものであります。

議案第4号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和63年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(報酬の計算)

第2条 日額により報酬の額を定められている特別職の職員の報酬は、その者が職務を行った日数に応じて支給する。

2 月額により報酬の額を定められている特別職の職員の報酬は、職についたその日から支給し、職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで支給する。

3 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって支給する。

4 年額により報酬を定められている特別職の職員の報酬は、当該報酬の額を12で除して得た額を月額とみなし、前2項の規定を準用して支給する。

第3条第1号を同条第2号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第2号の前に次の1号を加える。

(1) 日額のもの、その都度支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年3月10日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 暄 二

提案理由

報酬の支給に関しての計算をより詳細に定めるため、本条例の一部を改正したいのでこの案を提出するものであります。

議案第5号

久喜宮代衛生組合管理者及び副管理者の諸給条例の一部を改正する条例

久喜宮代衛生組合管理者及び副管理者の諸給条例（平成3年条例第6号）の一部を改正する。

第2条を第3条とし、同条の前に次の1条を加える。

（報酬の支給）

- 第2条 前条の報酬は、新たに管理者及び副管理者となったときは、その日から支給し、その職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで支給する。
- 2 前項の規定により報酬を支給する場合、その報酬の額は、当該報酬の額に、その年の現日数を基礎として、日割りによって支給する。
 - 3 前2項の支給は、毎会計年度1回とし、3月に支給する。ただし、その職を失ったときは、その際支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年3月10日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 暄 二

提案理由

報酬の支給に関する規定が定められていないため、本条例の一部を改正したいのでこの案を提出するものであります。

議案第6号

久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例（平成2年衛生組合条例第4号。以下「給与条例」という。）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

第19条の2第1項中「年末年始の休日等」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第19条の2第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において衛生組合規則で定める額とする。ただし、第1項の勤務による勤務に従事する時間等を考慮して衛生組合規則で定める勤務にあつては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額とする。

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において衛生組合規則で定める額

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

行政職給料表

（単位 円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	1	137,600	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800
	2	138,700	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200
	3	139,900	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700
	4	141,000	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100
	5	142,100	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000
	6	143,200	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300
	7	144,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400
	8	145,400	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600
	9	146,500	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600
	10	147,900	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700
	11	149,200	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800
	12	150,500	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900
	13	151,800	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600
	14	153,300	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400
	15	154,800	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400
	16	156,400	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400
	17	157,700	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300
	18	159,200	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100
	19	160,700	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900
	20	162,200	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600
	21	163,600	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400
	22	166,300	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900
	23	168,900	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300
	24	171,500	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800
	25	174,200	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200
	26	175,900	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500
	27	177,600	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800
	28	179,300	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000
	29	180,800	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000
	30	182,600	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700
	31	184,400	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500

32	186,100	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200
33	187,700	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900
34	189,500	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700
35	191,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400
36	193,100	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000
37	194,700	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500
38	196,500	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100
39	198,300	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700
40	200,100	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300
41	201,800	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800
42	203,600	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300
43	205,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700
44	207,200	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000
45	208,600	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300
46	210,400	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700	466,700
47	212,100	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100	467,100
48	213,900	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800	467,500
49	215,600	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300	467,800
50	217,300	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700	468,200
51	219,000	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100	468,600
52	220,600	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500	469,000
53	222,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900	469,300
54	223,900	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300	469,700
55	225,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700	470,100
56	227,200	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000	470,500
57	228,700	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300	470,800
58	230,300	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700	471,200
59	231,800	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000	471,600
60	233,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300	472,000
61	234,600	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600	472,300
62	235,800	323,400	362,900	379,400	401,800	443,000	472,700
63	237,000	324,200	363,600	380,000	402,100	443,300	473,100
64	238,300	325,000	364,300	380,600	402,400	443,600	473,500
65	239,600	325,900	364,600	381,000	402,700	443,900	473,800
66	241,000	326,300	365,300	381,600	403,000	444,300	474,200
67	242,300	327,000	366,000	382,200	403,300	444,600	474,600
68	243,600	327,800	366,700	382,800	403,600	444,900	475,000

69	244,600	328,600	367,000	383,200	403,800	445,200	475,300
70	246,100	329,300	367,600	383,700	404,100	445,600	
71	247,700	330,000	368,300	384,200	404,400	445,900	
72	249,200	330,700	368,900	384,800	404,700	446,200	
73	250,600	331,200	369,200	385,100	404,900	446,500	
74	252,000	331,800	369,800	385,500	405,200	446,900	
75	253,400	332,300	370,500	385,900	405,500	447,200	
76	254,800	332,900	371,100	386,300	405,700	447,500	
77	256,000	333,200	371,500	386,600	405,900	447,800	
78	257,300	333,700	372,000	386,900	406,200	448,200	
79	258,700	334,100	372,600	387,200	406,500	448,500	
80	260,100	334,600	373,100	387,500	406,700	448,800	
81	261,400	335,000	373,600	387,700	406,900	449,100	
82	262,500	335,500	374,200	388,000	407,200	449,500	
83	263,800	336,000	374,700	388,300	407,500	449,800	
84	265,100	336,500	375,000	388,500	407,700	450,100	
85	266,200	336,800	375,400	388,700	407,900	450,400	
86	267,300	337,200	375,900	389,000	408,200	450,800	
87	268,600	337,700	376,300	389,300	408,500	451,100	
88	269,900	338,100	376,700	389,500	408,700	451,400	
89	271,000	338,400	377,100	389,700	408,900	451,700	
90	272,000	338,800	377,600	390,000	409,200	452,100	
91	273,100	339,300	378,000	390,300	409,500	452,400	
92	274,200	339,700	378,400	390,500	409,700	452,700	
93	275,400	339,900	378,700	390,700	409,900	453,000	
94	276,400	340,300	379,100	391,000	410,200		
95	277,300	340,800	379,500	391,300	410,500		
96	278,300	341,200	379,800	391,500	410,700		
97	279,100	341,300	380,200	391,700	410,900		
98	280,000	341,800	380,600	392,000	411,200		
99	280,800	342,200	381,000	392,300	411,500		
100	281,700	342,500	381,300	392,500	411,700		
101	282,700	342,800	381,700	392,700	411,900		
102	283,500	343,200	382,100	393,000	412,200		
103	284,300	343,600	382,500	393,300	412,500		
104	285,100	344,000	382,800	393,500	412,700		
105	285,900	344,500	383,200	393,700	412,900		

106	286,400	344,900	383,600	394,000	413,200		
107	286,800	345,300	384,000	394,300	413,500		
108	287,300	345,700	384,300	394,500	413,700		
109	287,400	346,200	384,700	394,700	413,900		
110	287,800	346,600	385,100	395,000	414,200		
111	288,000	346,900	385,500	395,300	414,500		
112	288,400	347,200	385,800	395,500	414,700		
113	288,600	347,700	386,200	395,700	414,900		
114	288,800	348,100	386,600	396,000	415,200		
115	289,200	348,500	387,000	396,300	415,500		
116	289,500	348,900	387,300	396,500	415,700		
117	289,800	349,200	387,700	396,700	415,900		
118	290,100	349,600	388,100	397,000	416,200		
119	290,400	350,000	388,500	397,300	416,500		
120	290,800	350,400	388,800	397,500	416,700		
121	291,100	350,700	389,200	397,700	416,900		
122	291,500	351,100	389,600		417,200		
123	291,800	351,500	390,000		417,500		
124	292,200	351,900	390,300		417,700		
125	292,300	352,200	390,700		417,900		
126	292,500	352,600	391,100		418,200		
127	292,900	353,000	391,500		418,500		
128	293,300	353,400	391,800		418,700		
129	293,500	353,700	392,200		418,900		
130	293,800	354,100			419,200		
131	294,200	354,500			419,500		
132	294,600	354,900			419,700		
133	294,800	355,200			419,900		
134		355,600					
135		356,700					
136		356,400					
137		356,700					
138		357,100					
139		357,500					
140		357,900					
141		358,200					
142		358,600					

143		359,000					
144		359,400					
145		359,700					
146		360,100					
147		360,500					
148		360,900					
149		361,200					
150		361,600					
151		362,000					
152		362,400					
153		362,700					
154		363,100					
155		363,500					
156		363,900					
157		364,200					
158		364,600					
159		365,000					
160		365,400					
161		365,700					
162		366,100					
163		366,500					
164		366,900					
165		367,200					
166		367,600					
167		368,000					
168		368,400					
169		368,700					
170		369,100					
171		369,500					
172		369,900					
173		370,200					
174		370,600					
175		371,000					
176		371,400					
177		371,700					
178		372,100					
179		372,500					

	180		372,900					
	181		373,200					
	182		373,600					
	183		374,000					
	184		374,400					
	185		374,700					
	186		375,100					
	187		375,500					
	188		375,900					
	189		376,200					
	190		376,600					
	191		377,000					
	192		377,400					
	193		377,700					
再任用職員		212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した一般職職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要と認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事

情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第7条第2項の規定の適用については、「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年衛生組合条例第 号）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（規則への委任）

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、規則等で定める。

平成27年3月10日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 暄 二

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与制度の総合的見直しに準じ、一般職職員の給与を改定したいので、この案を提出するものであります。

議案第7号

久喜宮代衛生組合財政調整基金条例

(設置)

第1条 財政の年度間における調整を行い、財政の健全な運営に資するため、久喜宮代衛生組合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積立てる額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 当該年度の予算で定める額の範囲内の額
- (2) 各年度の決算において生じた剰余金の二分の一以上の額（組合債の繰上償還の財源に充てる額があるときは、その額を控除した額）

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、処分することができる。

- (1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。
- (3) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- (4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の

財源に充てるとき。

(5) 償還期限を繰り上げて行う組合債の償還の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

平成 26 年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算 (第 3 号) について

平成 26 年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算 (第 3 号) を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 10 日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 暄 二

議案第9号

平成27年度久喜宮代衛生組合一般会計予算について

平成27年度久喜宮代衛生組合一般会計予算を別冊のとおり提出する。

平成27年3月10日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 暄 二

